

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 商務情報政策局 情報産業課）

項 目 名		次世代半導体の量産等の実現に向けた税制上の所要の措置	
税 目		登録免許税	
要 望 の 内 容	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号、以下、「情報処理促進法」という。）第六十五条の規定により選定された同法第六十三条第二項第七号の選定事業者（以下、単に「選定事業者」という。）について、同法第六十七条第一項第一号の選定実施計画に基づく資本金の額の増加をしようとする場合、登記を受ける際の登録免許税の税率を千分の三・五（通常の半分）とする措置を講じているところ。 当該措置の適用期限を一定期間延長するとともに、同法第四十七条第一項第十三号に基づき選定実施計画に従って（独）情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）が行う現物出資等により IPA 及び選定事業者に発生する税負担の減免措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 次世代半導体は、生成 AI や自動運転など、日本産業全体の競争力の強化や経済安全保障の観点からも重要な鍵となるキーテクノロジーである。このため、次世代半導体の製造基盤を整備し、我が国における次世代半導体の量産等を実現する。 また、2024 年から 10 年間で 50 兆円を超える次世代半導体の量産事業を含む AI・半導体関連産業全体での国内投資を官民協調で実現する。		
	(2) 施策の必要性 我が国における次世代半導体の量産基盤構築のため、選定事業者による次世代半導体の量産に向けた取組を国策プロジェクトとして支援しているが、選定事業者が量産開始を目指す令和 9 年度前後は、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に資金不足が生じることが想定される。 また、選定事業者は、令和 9 年度に情報処理促進法に基づき IPA から工場の現物出資を受ける予定であるが、それに係る資産に移転について新たな税負担が生じることが想定され、資金繰りを圧迫すると見込まれるところ。 そのような中、選定事業者の税負担を軽減することは、選定事業者の経営安定化と効率的な経営資源活用につながり、量産開始前後で収益力が未成熟な中であっても量産事業を着実に立ち上げ、必要な設備投資を講じることで事業拡大・安定化することに直結する。		
	したがって、本施策は我が国における次世代半導体の量産基盤構築のために必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（目的） 第一条 この法律は、プログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持するとともにその性能の向上を図ることでその高度利用を促進し、及び情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○日本成長戦略（抜粋） フィジカル・インテリジェント・システムの中核を担う半導体 i) 重要性 フィジカルAIの実装に伴い、AIに必要な先端・次世代半導体に加え、センサーやマイコン等のアナログ・レガシー半導体の重要性も増大している。実装に必要なチップの機能を逆算して各種半導体を設計・製造し、システム全体を最適統合する能力（System to Silicon）の確保が急務であり、経済安全保障上も重要である。 ii) 勝ち筋・方向性 制御技術やアナログ・レガシー半導体の設計開発基盤の強みをいかし、各種半導体や電子部品の生産・技術基盤を、実装する需要側の産業における半導体設計・開発能力と一体的に強化する。 iii) 主な目標 国内生産される半導体売上高について2030年に15兆円、2040年に40兆円を目指す。 iv) 主な施策 ・先端・次世代半導体の研究開発や製造能力確保に向けた支援を引き続き実施するとともに、アナログ半導体（センサー・マイコン等）や電子部品等の製造装置・部素材まで含めた技術・製造基盤を設計開発能力と一体的に強化する。 ・フィジカルAIなど、最先端半導体を活用したデジタル・AIサービスの創出等を通じ、最先端半導体の国内需要を創出する。最先端の半導体研究開発・設計拠点の整備等を通じ、半導体設計開発支援の強化や設計人材の育成に取り組む。
		政策の達成目標	日本の産業競争力を支える生成AIや自動走行技術に不可欠な次世代半導体を自国で確保し、安定的な供給体制を確立するため、選定事業者の選定実施計画に基づき、2027年度に2ナノ世代半導体の量産を開始し、2029年度頃に選定事業者の営業キャッシュフロー黒字化の実現を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	現行制度の延長を含む所要の措置を一定期間措置する。

		同上の期間中の達成目標	日本の産業競争力を支える生成 AI や自動走行技術に不可欠な次世代半導体を自国で確保し、安定的な供給体制を確立するため、選定事業者の選定実施計画に基づき、2027 年度に 2 ナノ世代半導体の量産を開始し、2029 年度頃に選定事業者の営業キャッシュフロー黒字化の実現を目指す。
		政策目標の達成状況	選定事業者による次世代半導体の量産事業の状況については、外部有識者委員会を含め事業マイルストーンの達成を確認すること等によりモニタリングしている。令和 7 年度のマイルストーンは、「先行評価用 PDK リリース（注：PDK：Process Design Kit の略。顧客が活用する設計キット）」であるが、選定事業者が令和 7 年 12 月に本マイルストーンを達成したことを確認済みであり、次世代半導体の量産開始や営業キャッシュフロー黒字化等に向け、当初設定したマイルストーンに沿って事業が展開されていることを確認している。 他方で、量産直後である令和 9 年度以降は、収益力が未熟な中で、量産事業の本格展開のために必要な設備投資を講じる必要があり、外部からの設備・資金調達とともに税務負担の軽減が不可欠である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	情報処理促進法に基づき選定された選定事業者（令和 8 年 8 月末現在において 1 社）の適用を想定。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定される。加えて、量産開始と同時期に実施予定の現物出資に係る資産移転についても、取引規模は相当大きくなることが想定されているため、税負担が量産事業の立ち上げ・拡大・安定化に大きな影響をもたらす。したがって、次世代半導体の量産事業の確立のため、これらに係る税負担の軽減は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業【令和 9 年度要求額：約 3, 706 億円】 ・IPA が選定事業者に対して出資を行うための IPA への出資金【令和 9 年度要求額：1, 500 億円】 ・選定事業者の資金調達に対し IPA が債務保証を行うための IPA への出資金【令和 9 年度要求額：320 億円】
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	選定事業者による次世代半導体の量産に向けて、主に①研究開発による技術的基礎の確立と②量産のために必要な設備の構築に対する設備面・資金面の支援が必要であるが、 ①はポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業によって、 ②の設備面の支援として、情報処理促進法に基づき IPA から選定事業者に対して量産設備の現物出資を行うとともに、 ②の資金面の支援として、IPA から選定事業者への出資と選定事業者の融資調達時における債務保証によって、

			支援することを計画している。 ②の支援を講じる際、資産移転や資本金の充実に際して税負担が生じるが、②の政策支援の効果を最大化させるため、税負担の軽減等を行う所要の措置が必要である。
		要望の措置の妥当性	次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定される。したがって、キャッシュアウトを抑制するため、出資や債務保証等の金銭支援のみならず、現行措置の延長により必要な期間に限り官民出資を最大限活用できるよう税制措置を講じることは妥当である。 また、量産に向けて実施する現物出資についても、対象となる資産が多数で取引価格が巨額になることが想定されることに鑑みれば、現行措置の延長と同様に、現物出資に伴って生じる大きな課税負担を減免する措置を講じることは妥当である。 さらに、半導体量産に係る大規模投資は、研究開発拠点の集積や関連企業の進出、雇用創出など、地方経済に広範な波及効果をもたらすものであり、選定事業者の選定においては、国や自治体の施策と相まって我が国経済社会の発展、地域経済の活性化に寄与するよう努めることを要件としている。このような経済社会への影響に鑑みて、税負担の軽減によって次世代半導体の量産に係る取り組みを後押しすることは妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用額】 令和7年度：2,676億円 令和8年度：1,500億円 【減収額】 令和7年度：4.7億円 令和8年度：2.6億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	次世代半導体の量産等に向けては、大規模な投資が必要となる一方、事業の本格化・十分な収益確保までに時間を要し、特に量産開始前後は資金不足が生じることが想定される。現行制度によって税負担を軽減しキャッシュアウトを抑制したことは、選定事業者の資金繰りを緩和し、必要な設備投資等の事業活動を適切に実行することを後押ししたと考えられることから、次世代半導体の量産開始等の目標に貢献している。 また、当該措置は、選定事業者がIPAから公的資金を用いた出資を受ける際の税負担を軽減し出資金をより多く事業活動に充てることを可能としたことから、政策資源を政策目的に最大限効率的に活用する観点からも効果があったと考えられる。
		前回要望時の達成目標	日本の産業競争力の強化に不可欠な、生成AIや自動走行技術などの最重要技術の実現に必須である次世代半導体の製造基盤を

		自国に確保するため、日本国内における次世代半導体製造基盤強化に向けた国内投資を促進する。
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	情報処理促進法に基づく選定事業者の選定やポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業における研究開発の進捗を含めた次世代半導体の量産事業の取組の進展など、目標達成に向けて一定程度進捗している。
これまでの要望経緯		令和7年度 創設

要望内容と自己点検の関係

措置名：次世代半導体の量産等の実現に向けた税制上の所要の措置

- 自己点検の結果、短期アウトカムである「研究開発・製造基盤整備の実施」については、令和8年4月に、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業における研究開発について外部有識者によって十分に進捗していると判断されるなど、一定の達成を確認した。
- 一方、中期アウトカムである「次世代半導体の量産開始」については、令和9年度の目標であり、足元で選定事業者が目標達成に向けた取組を進めているところ。他方で、選定事業者は、量産前後においては、収益力が未熟な中で量産事業の本格展開のために必要な設備投資を講じる必要があり、資金不足が生じることが想定される。したがって、キャッシュアウトの抑制と選定事業者の経営安定化、効率的な経営資源活用により量産事業の着実な立ち上げを実現すべく、選定事業者に生じる税負担を減免すべく要望することは妥当である。
- 選定事業者による量産が開始される前段階である現状においては、長期アウトカムである「安定的な供給体制の確立」についても取組みを継続している最中であり、継続的な減免措置の必要性が認められる。

(注) 自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性